

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 当企業団が泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行います。
- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 3 この条例は、平成31年4月1日及び同年10月1日から施行します。